

湖南省行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

湖南省行政財産使用料徴収条例（平成18年湖南省条例第13号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後												
（趣旨） 第1条 この条例は、他の条例に特別の定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第238条の4第4項</u>の規定に基づき、行政財産の使用を許可した場合において、使用者から徴収する使用料及びその徴収の方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。 第2条 【略】 （必要経費） 第3条 行政財産の使用を許可されたもの（以下「使用者」という。）が負担すべき必要経費は、<u>次の各号</u>に掲げるとおりとし、前条の使用料とは別に徴収することができる。 （1）～（4） 【略】 （使用料の納付及び還付） 第4条 使用者は、使用前にその使用料を納付しなければならない。<u>ただし、使用料の額が高額であるときは、分割して納付することができる。</u> 2・3 【略】 第5条～第7条 【略】 別表（第2条関係） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>使用料の年額</th></tr><tr><td>土地</td><td>湖南省道路占用料徴収条例（平成16年湖南省条例第178号）別表に規定する占用物件による</td><td><u>湖南省道路占用料の例による額</u></td></tr></table>	区分		使用料の年額	土地	湖南省道路占用料徴収条例（平成16年湖南省条例第178号）別表に規定する占用物件による	<u>湖南省道路占用料の例による額</u>	（趣旨） 第1条 この条例は、他の条例に特別の定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第238条の4第7項</u>の規定に基づき、行政財産の使用を許可した場合において、使用者から徴収する使用料及びその徴収の方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。 第2条 【略】 （必要経費） 第3条 行政財産の使用を許可されたもの（以下「使用者」という。）が負担すべき必要経費は、<u>次</u>に掲げるとおりとし、前条の使用料とは別に徴収することができる。 （1）～（4） 【略】 （使用料の納付及び還付） 第4条 使用者は、使用前にその使用料を納付しなければならない。<u>ただし、市長は、使用料の額が高額であるとき、使用の許可の期間が複数年にわたるときその他規則で定めるときは、これらの許可に係る使用料を分割その他の市長が別に定める方法により納付させることができる。</u> 2・3 【略】 第5条～第7条 【略】 別表（第2条関係） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>使用料の年額</th></tr><tr><td>土地</td><td>湖南省道路占用料徴収条例（平成16年湖南省条例第178号）別表に規定する占用物件による</td><td><u>湖南省道路占用料徴収条例別表に定める額</u></td></tr></table>	区分		使用料の年額	土地	湖南省道路占用料徴収条例（平成16年湖南省条例第178号）別表に規定する占用物件による	<u>湖南省道路占用料徴収条例別表に定める額</u>
区分		使用料の年額											
土地	湖南省道路占用料徴収条例（平成16年湖南省条例第178号）別表に規定する占用物件による	<u>湖南省道路占用料の例による額</u>											
区分		使用料の年額											
土地	湖南省道路占用料徴収条例（平成16年湖南省条例第178号）別表に規定する占用物件による	<u>湖南省道路占用料徴収条例別表に定める額</u>											

	使用			使用	
	その他の物件による使用	土地の評価額に100分の5を乗じて得た額		その他の物件による使用	土地の評価額に100分の5を乗じて得た額
備考			備考		
1 【略】			1 【略】		
2 「建物の評価額」とは、建物の <u>建築工</u> <u>費の額</u> をいう。			2 「建物の評価額」とは、建物の <u>建築工</u> <u>費から定額法による減価償却額を差し引</u> <u>いた額</u> をいう。		
3～6 【略】			3～6 【略】		
(改正後に新設)			<u>7 1件の使用許可について算定した各年</u> <u>度の使用料の額が100円に満たない場合</u> <u>は、当該年度の使用料の額を100円とする。</u>		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の湖南省行政財産使用料徴収条例の規定は、この条例の施行日以後に使用を許可する行政財産について適用し、同日前に許可するものについては、なお従前の例による。